

## 婚 姻 届 の 届 出 方 法

## 【① 必要なもの】

- 官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)
  - ※ 持っていなくても、届出はできます。
    - ⇒ 持っていない場合、届出があったことをご本人宛に後日郵便でお知らせいたします。

## 【② 届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

- 新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口
- 現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口
- 住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口
- 一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口
- ※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。 休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。(住民異動の手続きは平日のみとなります。)

## 【③ 新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに1週間程度かかります。 小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

- ※ ここには、ごく一般的にご注意いただきたい事項を掲げています。
- ・夫または妻に子どもがいて、養子縁組が必要な場合は、別途「養子縁組届」が必要です。 「養子縁組」とは、血縁の親子関係のない者同士に親子関係を作る制度です。
- ・渉外関係(外国人との婚姻)においては、一般的な説明では十分でない場合もありますのでご相談ください。 その他不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。